

農業振興地域整備計画の全体見直しについて

町では、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて「幕別町農業振興地域整備計画（農振計画）」の全体見直しを行います。この計画は、「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」に基づいて、おおむね 10 年先を展望した農業の健全な発展、農地の合理的な利用に役立てるための農業振興地域整備計画を、おおむね 5 年に一度見直すものです。

この計画により、農用地として確保・利用する土地を「農用地区域」として設定しています。

農地に農業用施設や住宅等を建てる場合、その土地が農業振興地域内の「農用地区域」に指定されている場合には、用途の変更や農用地区域からの除外（農振除外）の申し出が必要です。

この全体見直しに伴い、関係機関との協議等が伴うことから、随時受け付けている個別の申し出（農用地区域からの除外、農業用施設用地への用途変更等）に関する受付を次のとおり一時休止しますので、農振農用地区域の変更を検討している方は、お早めにご相談ください。

- ◆ 申出受付休止期間(予定) 平成 27 年 7 月 1 日から全体見直し完了まで
- ◆ 申出受付期日(予定) 平成 27 年 6 月 30 日
- ◆ 問い合わせ先 幕別町経済部農林課農政係 (Tel.54-6605)
- ◆ その他 全体見直しは、平成 28 年 3 月に完了予定としていますが、関係機関との協議によっては受付休止期間に変更が生じる可能性があります。変更が生じる際には、「広報まくべつ」等でお知らせいたします。

農振(のうしん)って何ですか？

農業振興地域または農業振興地域制度を略して、農振(のうしん)と呼んでいます。

農業振興地域とは、長期間にわたり農業上の利用を図るべき地域として北海道が指定する地域で、幕別町では、市街地を除くほぼ全域が農業振興地域に指定されています。

また、この地域は、総合的に農業の振興を図ることを目的としており、この目的に沿った計画が「幕別町農業振興地域整備計画書（農振計画）」であり、幕別町が策定、見直しするものです。

農用地区域って何ですか？

農業振興地域の中で、おおむね 10 年以上にわたり農業上の利用を確保すべきとされる土地として「農用地区域」を定めています。

農業者の方が耕作している畑も農用地区域に設定されています。このほか、農業用施設用地や採草放牧地も同様です。

土地改良事業の実施や補助事業の実施等、農業振興に必要な各種施策は、農用地区域に設定されていることが条件になります。

その代り、この区域内で住宅を建てるなど、農業以外での土地利用が制限されています。

